

武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱の一部を
改正する要綱

武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱（平成30年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和49年9月武蔵野市条例第34号。以下「条例」という。）第2条に規定する社会福祉法人助成申請書及び書類に、借上料が確認できる見積書等を添えて申請しなければならない。</u></p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、補助金を交付することを決定したときは、<u>武蔵野市補助金等交付規則（昭和52年10月武蔵野市規則第25号）第7条第1項の武蔵野市指令書</u>により申請者に通知するものとする。</p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、補助金を交付することを決定したときは、<u>武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付決定通知書（第1号様式の2）</u>により申請者に通知するものとする。</p>	<p>項の削除</p> <p>字句の改正</p>

<p>2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、市長は、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、条例第3条及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和49年9月武蔵野市規則第19号。以下「規則」という。）第3条の規定により、通知するものとする。</u></p>	<p>2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して<u>武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金不交付決定通知書（第1号様式の3）</u>により申請者に通知するものとする。</p>	<p>字句の追加</p> <p>項の削除</p>
<p>4 （略）</p> <p>（補助事業の変更等）</p> <p>第8条 前条第1項又は第3項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助団体」という。）は、補助事業を変更し、又は廃止しようとするときは、武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付変更・廃止申請書（第2号様式）により市長に申請し、あらかじめその承認を受けなければならない。<u>この場合において、補助団体が社会福祉法人であるときは、条例第5条及び規則第4条の規</u></p>	<p>3 （略）</p> <p>（補助事業の変更等）</p> <p>第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助団体」という。）は、補助事業を変更し、又は廃止しようとするときは、武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付変更・廃止申請書（第2号様式）により市長に申請し、あらかじめその承認を受けなければならない。</p>	<p>項の繰上げ</p> <p>字句の削除</p> <p>後段の削除</p>

<p><u>定により、承認申請書に市長が定める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、同項の規定による変更又は廃止について、その結果を申請者に通知するものとする。</p>	<p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、同項の規定による変更又は廃止について、その結果を<u>武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付（変更・廃止）承認通知書（第2号様式の2）</u>により申請者に通知するものとする。</p> <p><u>第1号様式の2</u> （別添1のとおり）</p> <p><u>第1号様式の3</u> （別添2のとおり）</p> <p><u>第2号様式の2</u> （別添3のとおり）</p>	<p>字句の追加</p> <p>様式の追加</p> <p>様式の追加</p> <p>様式の追加</p>
---	---	---

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式の2（第7条関係）

第 号
年 月 日

所在地（代表者住所）

団体名称

代表者氏名 様

武蔵野市長

武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) この補助金を補助事業以外の用途に使用しないでください。
- (2) この通知以降の各手続について遅滞なく処理してください。
- (3) 補助金の実績報告書及び交付請求書は、事業終了の日から14日以内に、補助事業に要した経費の分かるバス事業者の請求書を添えて、提出してください。
- (4) (1)から(3)までの規定に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- (5) その他武蔵野市補助金等交付規則及び武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱の規定を守ってください。

第1号様式の3（第7条関係）

第 号
年 月 日

所在地（代表者住所）

団体名称

代表者氏名 様

武蔵野市長

武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金について、下記のとおり交付しないことを決定したので、武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

第2号様式の2（第8条関係）

第 号
年 月 日

所在地（代表者住所）

団体名称

代表者氏名 様

武蔵野市長

武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付
（変更・廃止）承認通知書

年 月 日付けで変更・廃止申請のありました武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金について、下記のとおり変更・廃止を承認したので、武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 変更・廃止内容

2 交付する場合の条件は、当初の交付決定通知書に記載された交付条件を守ってください。